

EU 経済安全保障戦略の策定と日本企業への示唆

- EU の直面する 4 つの経済安全保障リスクと 3 つの優先アプローチ -

ヨーロッパ / 独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2023 年 6 月 28 日

執筆者:

E-mail✉ [桜田 雄紀](#)E-mail✉ [大和田 華子](#)E-mail✉ [吉井 一希](#)E-mail✉ [平家 正博](#)E-mail✉ [小川 慶](#)E-mail✉ [三島 隆人](#)

1. EU 経済安全保障戦略の概要

2023 年 6 月 20 日、欧州委員会は、EU にとって初となる経済安全保障戦略(以下「本戦略」という。)を発表した¹。

本戦略は、EU の直面する経済安全保障に関する 4 つのリスク(サプライチェーンの強靱性に関するリスク、重要インフラの物理的・サイバーセキュリティに関するリスク、技術保護及び技術流出に関するリスク、経済依存関係の武器化又は経済的威圧のリスク。詳細につき、以下 3.参照)を挙げたうえで、それらに対応するための 3 つの優先的なアプローチ(経済基盤・競争力・成長の促進、経済安全保障リスクからの保護、経済安全保障に関する連携。詳細につき以下 4.を参照)を示すとともに、今後取り組むべき様々な施策を掲げている。これらの施策には、経済安全保障上重要な技術のリストを作成し、EU の経済安全保障に影響を及ぼすリスクを評価するための枠組み構築、対内直接投資審査規則の見直し、軍事転用可能な民生品(デュアルユース品)に関する EU の輸出管理規則の完全な実施、対外投資に関連する安全保障上のリスクに対処するためのイニシアチブの提案が含まれる。

本戦略は、EU のリスク軽減及び経済安全保障を目的とした、今後の加盟国及び欧州議会との間の経済安全保障に関する議論のためのベースを示すものとされるが、日本企業にとっても、EU の経済安全保障施策の全体像及び今後の方向性を理解するうえで有益な文書であるといえる²。そこで本ニュースレターでは、本戦略について概要を説明するとともに、日本企業への影響を論じることとしたい。

(参考) EU 経済安全保障戦略の目次

1. EUの経済安全保障を強化するための戦略
 - EUの経済安全保障の優先的アプローチについて
2. EUの経済安全保障に対するリスクの特定
 - EUが直面するリスクについて
3. 経済安全保障戦略の実行
 - 3.1 EUの経済基盤、競争力及び成長の促進
 - 3.2 経済安全保障リスクからの保護
 - 3.3 経済安全保障に関する連携
 - 次のステップ

結語

¹ [2023 年 6 月 20 日付け欧州委員会プレスリリース](#)

² フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、2023 年 3 月に行われた EU・中国関係をテーマとする講演で、今年後半にも本戦略の一環として複数の初期案を提示する予定であると述べており、今後も EU の経済安全保障に関する動向を注視する必要があると考えられる([2023 年 3 月 30 日付け欧州委員会プレスリリース](#))。

2. 本戦略の背景及び方向性(本戦略 1.)

本戦略策定の背景として、本戦略は、概要、以下のとおり、COVID-19 やロシアのウクライナ侵攻、EU 以外の国における経済安全保障の取組が行われていることを挙げている。

- COVID-19 の大流行は、高度に集中したサプライチェーンが EU 経済の機能にもたらすリスクを露呈した。また、ロシアによるウクライナ侵攻は、一つの国、特に体系的に異なる価値観を有する国への過度の依存が、EU の戦略的選択肢を減らし、EU の経済と市民を危険にさらすことを示した。さらに、EU 加盟国や企業は、他国の政治的な優先事項への同調を強制するためにとられた、欧州製品の輸出禁止や欧州ブランドのボイコット等の経済的威圧のコストも負担しなければならなかった。
- このように地政学的な緊張が高まる一方、世界経済の統合が進んでおり、特定の経済的な活動が、EU の安全保障にリスクをもたらす可能性が生じている。そのため、EU と諸外国との間の価値ある経済的な結びつきを維持しつつ、EU が直面する新たなリスクに効果的に対処できるよう、EU のアプローチを変容させる必要が生じている。
- EU だけでなく、世界中の国々(とりわけ先進的な経済)が、経済安全保障のための戦略を採択し、あるいは、有害な依存を低減するために経済的なつながりを多様化したり、ローカルでの生産を増やす等の措置を講じること等により、自国の経済安全保障に対する課題に取り組み始めている。

そのうえで、本戦略は、経済安全保障に対するリスクが急速に発展し、国家安全保障上の懸念と融合しつつある中において、EU は、これまでのように個別の課題に対応していくだけではなく、EU、加盟国、EU 企業の各レベルにおいて経済安全保障に対するリスクを評価し、管理するための枠組みを導入するため、経済安全保障に対する包括的な戦略的アプローチが必要であるとする。また、本戦略は、以下のとおり、開放された市場と安全保障のバランスを取ることを強調しており、経済安全保障に関するアプローチとして、いわば包括的な経済の切り離し(デカップリング)ではなく、デリスキングの方向性を示している。

- 本戦略の出発点は、リスクを見極めて経済安全保障を強化することと、EU が開放経済の恩恵を受け続けられるようにすることの間に存在する固有の緊張関係を認識することである。
- EU 経済は、開放的でルールに基づいた貿易と投資、国境を越えた安全な結びつき、研究・技術革新に関する協力によって発展しているものであり、EU による諸外国への依存と、諸外国による EU への依存のバランスを取る 것이重要である。

なお、本戦略では、「経済安全保障(economic security)」の定義については、直接言及していないものの、2023 年 6 月 20 日に行われた関係者記者会見において、ボレル EU 安全保障担当上級代表兼欧州委員会副委員長は、従来の安全保障の概念が再定義されつつあること、戦争、侵略を行うための手段の中には経済があることに言及したうえで、「経済安全保障」について、「経済的側面(economics)を通じた安全保障」あるいは「経済的なツールを通じて我々自身を守る方法」であるとしている³。

3. EU の直面する4つのリスク(本戦略 2.)

本戦略は、EU が直面する経済安全保障に関するリスクとして、(i)サプライチェーンの強靭性に関するリスク、(ii)重要インフラの物理的・サイバーセキュリティに関するリスク、(iii)技術保護及び技術流出に関するリスク、(iv)経済依存関係の武器化又は経済的威圧のリスクを挙げている⁴。そして、本戦略は、これらのリスクが、知識創造と基礎研究から商業化、大規模な製造までのバリューチェーン上の全ての段階で起こり得ることとしている。

³ マルグレーテ・ヴェスタガー欧州委員会上級副委員長は、同関係者記者会見において、経済安全保障について、経済の強靭性よりも狭い概念であり、その対象は意図的に狭められているため、気候変動、パンデミック、自然災害等のより広範なリスクは経済安全保障上のリスクの対象外である旨を述べている(2023 年 6 月 20 日付け欧州委員会プレスリリース)。

⁴ ただし、本戦略は掲げられたリスクは非排他的なものであるとしており、4 つのリスクは例示であり他のリスク類型が存在することは否定していない。

【図】 4 つの EU のリスクとそれに対する 3 つの優先的アプローチ ⁵



(1) 各リスクの概要及び具体例

各リスクの概要及び具体例は、以下のとおりである。

| | |
|-------------------------|---|
| サプライチェーンの強靱性 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ EUにおける重要物資の価格高騰、重要な産品又は原材料の入手不能又は不足に関するリスク。 ▶ 重要物資には、グリーンへの移行(Green Transition)に関するものや、エネルギー供給、医薬品の安定供給や多角化に必要とされるものが含まれる。 |
| 重要インフラの物理的・サイバーセキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> ▶ パイプライン、海底ケーブル、発電設備、輸送機関、電気通信ネットワーク等の重要インフラが破壊又は妨害されることにより、EUにおける商品及びサービスの安全で信頼できる提供又はデータセキュリティが損なわれるリスク。 |
| 技術保護及び技術流出 ⁶ | <ul style="list-style-type: none"> ▶ スパイ行為又は不正な情報漏洩等、デジタル領域における悪意ある行為によるものも含む、EUの技術革新、技術競争力及び最先端技術へのアクセスといったリスク。 ▶ 特に、量子、先端半導体、人工知能等のデュアルユース技術については、平和及び安全を損なうために当該技術を利用する可能性のある者の軍事・諜報能力を強化するリスクがあることから、特定のリスク軽減措置が必要。 |
| 経済存関係の武器化又は経済的威圧のリスク | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 第三国が、合法的な政策決定の範囲内にある政策の変更をもたらすために、貿易又は投資に影響を与える措置を通じてEUや加盟国、EU企業を標的にするリスク。 |

(2) リスクの特定・評価に関するプロセス

本戦略は、上記(1)に掲げるリスクが状況によっては安全保障を脅かす可能性があることについても言及したうえで、欧州委員会が加盟国とともに、また適切な場合には上級代表と協調して以下のリスク評価のプロセスを実施することを提案している。そして、閣僚理事会は、欧州委員会及び必要に応じて上級代表からの情報に基づいて、上記 4 つの分野におけるリスク評価の全体的な進捗を半年ごとに見直し、欧州理事会に毎年報告する必要があるとしている。

⁵ [欧州委員会「Factsheet on an EU approach to enhance economic security」](#)より引用。

⁶ なお、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長は、3月に行われたEU・中国関係をテーマとする上記講演で、中国を「体系的なライバル(systemic rival)」と表現し、技術保護及び技術流出に関する特別な懸念がある旨を述べている([2023年3月30日付け欧州委員会プレスリリース](#))。

- (i) サプライチェーンの強靱性に関するリスクは、欧州委員会が、EU の戦略的依存関係の分析を深め、特に地政学的目的のために武器化される可能性の高い依存関係に焦点を当てることによって評価すること。
- (ii) 重要インフラの物理的・サイバーセキュリティに関するリスクは、2022 年 12 月 8 日付けの閣僚理事会の勧告⁷⁾にしたがって引き続き評価すること。
- (iii) 技術保護及び技術流出に関するリスクは、経済安全保障にとって重要な戦略的技術のリストに基づいて評価すること。欧州委員会は、最もセンシティブなリスクに関して、2023 年 9 月までに閣僚理事会が採択できるようなリスク評価のためのデュアルユース技術のリストを提案する⁸⁾。
- (iv) 経済依存関係の武器化又は経済的威圧のリスクは、反経済的威圧措置規則案等の文脈も踏まえて評価する。

上記のリスク評価のほか、本戦略は、EU 単一情報分析部(SIAC)の活動強化を宣言している。

4. 3つの優先的アプローチ(本戦略 3.)

本戦略は、上記 3.(1)で述べたリスクを低減するための優先的なアプローチとして、経済基盤・競争力・成長の促進、経済安全保障リスクからの保護、経済安全保障に関する連携という3つのアプローチを掲げている。

(1) 経済基盤・競争力・成長の促進(promoting)

EU 自身の経済基盤、競争力及び成長の促進に関する具体的な施策として、本戦略は、以下の施策を挙げている。

【一般的な施策】

- 規模の経済や公平な競争条件と連関する単一市場(Single Market)。
- 貿易、グローバル・ゲートウェイ(Global Gateway)その他政策による、開かれたグローバルなサプライチェーンの維持及び標準(standard)の形成。
- 「次世代の EU(Next Generation EU)」や結束基金(Cohesion Fund)の実施を通じた、多分野にわたる大規模な改革と投資。

【サプライチェーン強靱化のための施策⁹⁾】

- 単一市場の強靱性を高めるための欧州産業戦略(EU Industrial Strategy)。
- 欧州グリーンディールや REPowerEU の目的に沿ったエネルギーの転換による、エネルギー安全保障の強化。
- これらの戦略の一環となる下記法令(案)の策定。
 - ✓ 重要原材料法(European Critical Raw Material Act)¹⁰⁾: EU 域内における重要原材料の抽出、加工及び再利用を促進し、第三国への過剰な依存の解消を目指す。
 - ✓ 欧州半導体法(European Chips Act)¹¹⁾: EU における半導体の安定供給を目指す。

⁷⁾ [閣僚理事会「COUNCIL RECOMMENDATION on a Union-wide coordinated approach to strengthen the resilience of critical infrastructure」](#)

⁸⁾ 当該リストは、技術の実現性及び変革性、軍事転用のリスク、人権侵害に悪用されるリスク等、厳密に定義され、将来を見据えた基準に基づいて作成される。最優先の技術については、関連する保護及び推進措置の特定を目的として、年内に加盟国とともに一括して評価するものとされている。

⁹⁾ これらの施策は、革新的で、競争力及び強靱性のある欧州防衛技術産業基盤(European Defence Technological and Industrial Base)に不可欠なサプライチェーン及び資源へのアクセスの確保にも直接的な影響を及ぼすとの指摘もある。

¹⁰⁾ [欧州委員会「重要原材料\(critical raw materials: CRM\)の安定的かつ持続可能な供給の確保に向けた規制枠組みを設置する規則案」](#)

¹¹⁾ [欧州委員会「欧州の半導体エコシステムを強化するための政策枠組みを創設する規則案」](#)

- ✓ ネットゼロ産業法(Net-Zero Industry Act)¹²: ネットゼロ技術の EU 域内での生産能力拡大を支援。
- 有事における重要な製品の入手可能性及び自由な流通を確保するための[単一市場緊急措置\(Single Market Emergency Instrument\)](#)。これにより、戦略的な製品及びサービスの監視が可能となり、サプライチェーンの途絶等にも対処することができる。

【EU 域内への投資を促進するための施策】

- EU 域内の金融システムを統合する[資本市場同盟\(Capital Market Union\)](#)の発展。
- デジタル技術、クリーン技術等、各種の重要技術を巡る EU のバリューチェーンの強靱性を支える[欧州戦略的技術プラットフォーム\(STEP\)](#)の創設。
- デュアルユース技術の開発を対象とする戦略的支援¹³。

(2) 経済安全保障リスクからの保護(protecting)

経済安全保障リスクからの保護については、本戦略は、リスクの内容ごとに、以下の各施策を挙げている。なお、このアプローチに関するまとめとして、本戦略は、①既存の手段をより大胆かつ迅速に活用し、執行においてはより積極的なアプローチを採るために、EU レベルでの結束が必要であること、②昨今のリスクに適応するため、新たなツールの強化又は開発も必要であることを強調している。

【経済依存関係の武器化又は経済的威圧への対処】

- 反威圧措置(Anti-Coercion Instrument)を採択¹⁴。EU の法制度に影響をもたらすような第三国による貿易又は投資の制限の抑止を主な目的としつつ、最終手段として、そうした第三国への対抗措置を講じる可能性も見据える。

【安全保障及び公の秩序に影響を及ぼしうる対内直接投資】

- 対内直接投資審査規則¹⁵に基づく投資審査¹⁶及び加盟国・欧州委員会間の情報交換¹⁷。

【技術を巡る安全保障と技術流出】

- 開放性(openness)と国際協力を、[欧州の研究とイノベーション\(R&I\)](#)の中核に据える。ただし、EU が資金援助を行った技術の流出を防ぐため、欧州委員会による一定の措置は認める。
- R&I における外国の干渉への対策に関するツールキット¹⁸の公表。
- EU 標準化戦略¹⁹で規定したように、EU の価値観、利益及び法規に沿った国際標準を形成する。
- EU サイバーレジリエンス法²⁰の提案により、デジタル領域におけるサイバーセキュリティを向上させる。サイバー空間が可能にする知的財産の窃盗行為には、サイバー外交ツールボックスの活用等により対処を行う。

¹² [欧州委員会「欧州のネットゼロ技術製品の製造エコシステムを強化するための政策枠組みを創設する規則案」](#)

¹³ 年内に欧州委員会が実施のための選択肢を報告予定。

¹⁴ 2023 年 6 月 6 日付けで、[欧州委員会「欧州連合及び加盟国を第三国による経済的威圧から保護するための規則案」](#)についての政治的合意が行われている([2023 年 6 月 6 日付け欧州委員会プレスリリース](#))。

¹⁵ [欧州委員会「対内直接投資審査に関する協力の枠組みを定める規則」](#)

¹⁶ 対内直接投資審査規則について、当事務所のニューズレター[2022 年 9 月 28 日号](#)等を参照されたい。

¹⁷ 現行の枠組みについて、年内に欧州委員会が改定版を提案予定。

¹⁸ [欧州連合ウェブサイト「R&I における外国の干渉への対策」](#)

¹⁹ [欧州委員会「標準化戦略」](#)

²⁰ [欧州委員会「デジタル要素を含む製品の水平サイバーセキュリティ要件に関する規則案及び規則 2019/1020 の改正案」](#)、当事務所のニューズレター[2022 年 9 月 20 日号](#)等を参照されたい。

【インフラの保護による経済安全保障の保護】

- 重要事業体レジリエンス指令²¹及び NIS2 指令²²の採択により、重要インフラの物理上及びデジタル上の強靱性を高める包括的な法的枠組みを提供。
- 5G ネットワークのセキュリティ及び強靱性を高めるため、5G ツールボックス²³において、高リスクなサプライヤーを制限し、又は除外する措置等を全ての加盟国で適用可能となるよう整備。
- EU サイバーレジリエンス法の提案は、EU 域内の重要インフラに関するサプライチェーンの安全確保にも資する。また、インフラで生じうる大規模なサイバー事故に対処するために EU 域内の連帯を強化するものとして、サイバー連帯法²⁴がある。

【デュアルユース品目の輸出規制に関する EU の連帯】

- 2021 年にデュアルユース品目の輸出規制に関する規則²⁵を改正し、急速に進展する安全保障、技術及び貿易環境に伴うリスクに対し、より適切な対処を可能とした。
- EU レベルで迅速かつ協調的な輸出規制を実現することは急務であり、欧州委員会は、遅くとも年内に、現行の枠組みの実効性及び効率性を高めるための提案を行う予定である。

【対外投資】

- EU 及び加盟国は、国際的な平和と安全を損なう可能性のある軍事又は諜報能力を強化するコア要素と評価される技術の発展が、EU 域内企業の資本、知見等により促進されることを防ぐことにも関心を有している。戦略的な貿易及び投資の管理においては、EU の重要な安全保障上の利益を守るための総合的なアプローチが必要である。欧州委員会は、対外投資がもたらす安全保障上のリスクを調査したうえで、加盟国の専門家から成るグループを立ち上げ、新たな協力体制を構築する。欧州委員会は、当該グループの意見を取り入れつつ、必要に応じて企業その他の利害関係者、第三国との協議も行う。
- この構想に基づき、欧州委員会は、年内の提案を視野に入れ、対外投資に関する安全保障上のリスクに対処するための実現可能な措置を検討する。

(3) 経済安全保障に関する連携(partnering)

本戦略は、3 つ目のアプローチである経済安全保障に関する連携として、(i)二国間及び複数国間協力の観点及び(ii)多国間の協力の観点から、以下の施策を挙げている。

【二国間及び複数国間(plurilateral)の協力】

- 経済安全保障を実現するため、二国間及び複数国間での協力を拡大しており、貿易技術評議会を通じた米国(EU-US Trade and Technology Council)やインド(EU-India Trade and Technology Council)との経済安全保障に関する協力を進めているとともに、日・EU ハイレベル経済対話でも、経済安全保障に関する専用のワークストリームを設けることが予定されている。
- 2023 年 5 月の広島サミットにおける、経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明²⁶による、G7 首脳らのコミッ

²¹ [欧州委員会「重要な事業体のレジリエンス指令及び指令 2008/114/EC の廃止」](#)

²² [欧州委員会「規則 910/2014 及び指令 2018/1972 を改正し指令 2016/1148 を廃止する EU 共通の高度なサイバーセキュリティ対策に関する指令」](#)

²³ [欧州委員会「5G セキュリティのための EU のツールボックス」並びに、2023 年 6 月 15 日付け「5G セキュリティのための EU のツールボックスに関する加盟国の実施状況についての第 2 次報告書」及び欧州委員会による同日付報道発表](#)

²⁴ [欧州委員会「サイバーセキュリティの脅威とインシデントを検知し、それに備え、対応するための結束と能力を強化するための措置に関する規則案」](#)

²⁵ [欧州委員会「デュアルユース品目の輸出、仲介、技術支援、通過及び移転の管理体制の構築に関する規則」](#)

²⁶ [外務省「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明」\(2023 年 5 月 20 日\)](#)

トメントの確認。

- 自由貿易協定、デジタル・パートナーシップ、グリーン・アライアンス/パートナーシップ、原材料パートナーシップ、原材料クラブ及び EU 近隣諸国との連携といった、様々な地経学上の政策手段を保有することにより経済安全保障に関する諸問題に対応。
- 自由貿易協定の完全な実施を進めるとともに、その拡大に務める。
- グローバルなバリューチェーンにおいてより大きな役割を果たしうる発展途上国との連携を強化する。特に、グローバル・ゲートウェイ及びグローバル・インフラ投資パートナーシップは、受益国の経済安全保障に貢献し、グローバル経済との経済的な接続・統合を推進する。
- EU は、重要原材料に関する重要原材料クラブのように、利害を有する問題について、様々なパートナーと他の形態の協力を構築していく。

【多国間(multilateral)の協力】

- グローバルなレベルでは、多国間の協力とルールに基づく枠組みが、EU 及び国際社会の全メンバーの経済安全保障の基盤となっている。戦略的・経済的な競争が繰り広げられる環境にあっても、共通課題に対する国際協力の余地はあり、公正で開かれた貿易を保証する明確なルールが必要。
- したがって、EU の利益は、G20、国連、国際開発金融機関等の国際フォーラムや組織を通じて多国間協力を強化することにある。貿易分野では、恣意的な行動のリスクを最小限に抑え、貿易制限の可能な範囲を狭めるうえで、WTO が果たす役割は極めて重要であり、EU は、WTO を改革し、その紛争解決機能を回復させるための努力を継続する。

5. 今後の実施が想定される施策(本戦略 3.)

本戦略は、3 つの優先的アプローチで掲げられた各施策をふまえ、「Next Steps」として、欧州委員会及び EU 上級代表が今後以下の施策を実行することとしている。

- **加盟国とともに、EU の経済安全保障に影響を及ぼすリスクを評価するための枠組みを構築する。これには、経済安全保障上重要な技術のリストを作成するとともに、適切なリスク軽減策を考案することを視野にそのリスクを評価することが含まれる。**
- 民間部門と対話を行い、経済安全保障に関する集団的理解を深め、経済安全保障上の懸念に照らしたデューデリジェンスとリスク管理を行うよう奨励する。
- STEP を通じて重要技術を開発すること等、EU の技術主権と EU のバリューチェーンの強靱性をさらに支援する。
- **対内直接投資審査規則の見直しを行う。**
- デュアルユース技術の研究開発を特に対象とする支援を実施するための選択肢を検討する。
- **デュアルユースに関する EU の輸出管理規則を完全に実施し、その有効性と効率性を確保するための提案を行う。**
- **対外投資に関連する安全保障上のリスクに対処するためのイニシアチブを提案する。**
- 既存のツールを体系的かつ厳格に実施するとともに、残る課題を特定して、研究に係る安全保障の観点からの改善策を提案する。
- ハイブリッド及びサイバー外交ツールボックスや外国からの情報操作・干渉(FIMI)ツールボックスを含む、EU の経済安全保障を強化するための共通外交・安全保障政策に基づく手段の活用を検討する。
- EU 単一情報分析部(SIAC)に対し、EU の経済安全保障に対する潜在的脅威の検知に特に取り組むよう指示する。
- EU の経済安全保障の保護と促進が EU の対外的活動に完全に統合されるようにすると同時に、経済安全保障に関する第三国との協力を強化する。

6. 日本企業への示唆

本戦略は、EU の経済安全保障に関連する施策の全体像を整理するものであるとともに、今後の方向性を示すものであり、EU の経済安全保障施策を理解するうえで、非常に有益である。本戦略は、2 のとおり、開放された市場と安全保障のバランスを取つつ、経済的相互依存関係が第三国によって武器化されるリスクや、技術の流出等のリスクを特定したうえで的を絞ってリスクに見合った施策を実施していくこと方向性を示しており、懸念される国との経済の切離し(デカップリング)ではなく、特定のリスクのみの回避(デリスキング)の方向性を示している。かかる方向性は、これまでの欧州委員会委員長のスピーチで示されていた方向性

²⁷や、EU の主要国であるドイツ、フランス、イタリアが含まれる G7 の首脳コミュニケ及び経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明の内容とも整合的なものであるといえる。

また、個別施策の動向としては、今後 EU レベル又は加盟国レベルで、本戦略に示された施策(とりわけ「Next Steps」として掲げられた施策(上記 4))が実行されていくことが見込まれることから、本戦略は、EU の今後の施策に関する動向を見通すうえでも重要であると考えられる。例えば、「Next Steps」に掲げられるとおり、経済安全保障上重要な技術のリストが今後作成されることが見込まれるところ、日本企業としては、自社の事業に関連する技術が、EU により経済安全保障上重要な技術として指定され、種々の規制を受けるおそれがないか、動向を注視する必要があると思われる。また、本戦略は、対外投資に関連する安全保障上のリスクに対処するためのイニシアチブを提案するとしているが、対外投資規制については、G7 の首脳宣言においても、輸出規制や対内投資規制の補完手段となり得ることが確認されている²⁸。米国においては、懸念国に向けた機微な技術分野を対象とする対外投資規制²⁹が検討されているようであるが、EU においても米国と類似する規制の導入に向けた議論が進んでいくかどうかは注目に値する。

本戦略においては、「経済安全保障」という概念について明示的な定義こそ行われていないようである。もっとも、本戦略において欧州委員会は、「経済安全保障」という包括的な概念の下で諸施策を整理し、規制の全体的な方向性を示すという手法を採用しており、かかる手法は、経済安全保障推進法の立法過程を通じて明確化された、経済安全保障という概念や考え方を軸として諸施策を展開する日本のアプローチとも相通するものがあるといえる³⁰。さらに、本戦略が取り上げる4つのリスク(サプライチェーンの強靱性に関するリスク、重要インフラの物理的・サイバーセキュリティに関するリスク、技術保護及び技術流出に関するリスク、経済的依存関係又は経済的威圧の武器化リスク)と、それらに対する3つのアプローチ(経済基盤・競争力・成長の促進、経済安全保障リスクからの保護、経済安全保障に関する連携)は、日本の経済安全保障推進法の趣旨目的や、同法の下で導入された4つの制度(重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、及び特許出願の非公開)、外国為替及び外国貿易法に基づき実施されている安全保障貿易管理や投資審査等の日本の経済安全保障に向けられた諸施策と相当程度重なっている。さらには、昨年12月に策定された[国家安全保障戦略\(2023年12月16日閣議決定\)](#)³¹や[経済と財政運営と改革に関する基本方針\(閣議決定 2023年6月16日閣議決定\)](#)で掲げられた経済安全保障に関する施策とも方向性を同じくするものである。これらの点を踏まえると、本戦略において EU が提示している施策であって、現在日本で導入されていない施策については、今後日本においても、欧州での議論等も参考にしつつ検討が進む可能性もあると思われる、日本の動向を考えるに当たっても、本戦略の参照価値は高いものと思われる。

以上

²⁷ フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長 2023年3月30日付けスピーチでは、中国との関係について、デカップリングではなく、デリスクングであることが強調された([欧州委員会 3月30日付けプレスリリース](#))。また、同年5月の広島サミットにおける [G7 首脳コミュニケ](#)においても、「デカップリングではなく、多様化、パートナーシップの深化及びデリスクングに基づく経済的強靱性及び経済安全保障への我々のアプローチにおいて協調する。」とされている。

²⁸ 「対外投資によるリスクに対処するために設計された適切な措置は、我々の機微技術が国際の平和及び安全を脅かす方法で利用されることを防止するために連携して機能する輸出及び対内投資に関する特定された既存の管理手段を補完するために、重要となり得ることを認識する。」とされた([外務省「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明」\(2023年5月20日\)](#))。

²⁹ [米財務長官による 2023年4月20日付けスピーチ](#)、[米国家安全保障担当大統領補佐官による同年4月27日付けスピーチ](#)、[米商務長官による 2022年11月30日付けスピーチ](#)、及び [2023年3月7日付けで米財務省が議会に提出した報告書](#)等参照。

³⁰ なお、日本においては、自由民主党は、政府に対し、自由民主党政務調査会新国際秩序創造戦略本部の [2020年12月22日提言『「経済安全保障戦略策定」に向けて』](#)や、同経済安全保障推進本部の [2022年10月4日付の「わが国が目指すべき経済安全保障の全体像について～新たな国家安全保障戦略策定に向けて～」](#)を通じて、「経済安全保障戦略」の策定を求めているが、今日現在までに経済安全保障のみを対象とした戦略は策定されていない。

³¹ 国家安全保障戦略については、当事務所のニューズレター[2022年12月26日号](#)も参照されたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 